

2018年6月

日本犯罪心理学会関東地区会員各位

日本犯罪心理学会関東地区研究委員会

同学会では、地区ごとに研究会への助成金 10 万円が割り振られています。今年度の関東地区においては、この助成金の対象となる研究会を下記の要領で公募することにいたしました。

助成希望の研究会の主催者は、7月25日までに 学会事務局 [iacp-post@bunken.co.jp](mailto:iacp-post@bunken.co.jp) あてに送信願います。

#### 記

- 1 応募要件 以下のすべての条件に該当する研究会
  - ①研究会の主催者が日本犯罪心理学会関東地区の会員であること
  - ②研究会の予想参加人数が 10 人以上で、うち 5 人以上が同地区の会員であること
  - ③犯罪心理学の研究の促進を図る研究会であり、他からの助成を受けていないもの
  - ④関東地区会員に対しては公開であることが望ましい
- 2 助成額の上限 同地区の予算 10 万円
- 3 応募方法 助成希望の研究会の主催者が、応募フォームに必要事項を記載したファイルを添付の上、7月25日までに [iacp-post@bunken.co.jp](mailto:iacp-post@bunken.co.jp) あてに送信すること
- 4 選考方法 同地区の研究委員が、助成対象となる研究会及び助成金額を決定する。選考にあたっては、応募フォームに記載された研究会に参加が見込まれる同地区の学会員数等を勘案する。
- 5 選考結果の通知 応募された研究会の主催者に8月下旬までにメールで通知する。
- 6 報告方法 選考された研究会の主催者は、研究会の概要についての文書（学会誌の巻末に示される会務報告のうち「地区研究会の開催状況について」に相当するもの）及び領収書を犯罪心理学会事務局に年度内に提示し、特段問題がないことを同研究委員会代表が確認した段階で、当該研究会に割り振られた助成金額のうち実際に使用した額を指定された口座に送金する。